5月4日(月)(祝) 午前9時30分受付開始

会場 中野市市民会館

1999 (平成11) 年4月2日~

2000 (平成12) 年4月1日生まれ

住民登録のある対象者には3月中に案内状を送付します 住民登録がない対象者も出席できますので、中央公民館

までご連絡ください。



「皆さんに楽しんでいただける成人 式にするためにどうしたらいいか、考 える過程を楽しみながら準備していま す」と成人式実行委員の皆さん。



#### 【実行委員会の活動】

第 1 回実行委員会 2019年12月6日

委嘱式、写真撮影、役割決定

2020年1月8日

案内状のデザイン、テーマの決定

2月7日

抽選会の企画、司会者決定

3月4日

成人を祝うビデオの撮影

4月上旬予定

抽選会の景品、進行方法の決定

は

5月3日予定

リハーサル

▶恩師のビデオ撮影。 「久しぶりに先生に



公民館報 No.180 (通巻 No.712)

会って感動しました」。

-出村は 江 戸 時

人は、

中野村忠兵衛、

同善右衛 0

いうものであった。

譲渡証

保2年 8名という大惨事を被り、 では全戸 (21戸)  $\begin{pmatrix} 1 & 7 & 4 & 2 \\ 2 & 2 & 2 \end{pmatrix}$ 

が置かれている立場を十二分にわ

じような水害常襲、

皆畑・大俣村

人である。

五左衛門は自村と同

牛出村名主五左衛門の3名の

渡しが契機となり、 第三者の調停にゆだね和解す はなく、 代官所で解決するということ に発展した。 するようにとの代官所の申し 開発をめぐり、同秣山を新開 大俣両村入会秣山、字東原の 文政2年 (1819)、七瀬· 紛争当事者が解決を 訴訟問題は全て 訴訟問題

役人などがあたった。 ることが多かった。 て大俣村は七瀬村へ25両払う 村にて開発、 結合が深い村の有力者・村 人と呼ばれ、 このときの決着は、 その代償とし 当事者と地 調停者は 大俣村 縁

継がれているのである。 居替えをしている。この体験 住む人の中に生々しく引き 害常襲地 か つ皆畑村で、 代を通 の大満水 死者 じ 住 寬

塩・吉田・大俣各村と広域近隣村々 よう提案。当時牛出村は栗林・片 かっていた。 から、25両のうち1両はそれにあ 大俣村はこれから諸雑費がかさむ 大俣村が七瀬村へ金を渡す 24両を渡し本証に25両とする

が得られた。 の真意がわかるので、 衛門だからこその提案であり、 合を組む、ほかならぬ牛出村五左 を組んでいた。大俣村と五カ村連 の協力をねらいとする五カ村連合 た苦難の体験からほとばしり出た 大惨事に遭遇し、 わが身の受け 双方の了解

松沢邦男

五左衛門の行為であった。

# ふるさとの歴史

## 水害常襲地

牛出村名主・五左衛門の配慮



## 今月の伝言板 \_\_\_

※「今月の伝言板」の講座の受講には、 申し込みが必要となります。 下記の連絡先にご連絡ください。

### 豊田公民館

#### スイーツソープを作ろう

期日 3月24日(火)

時間 午後1時30分~3時

内容 せっけん粘土を使って

スイーツソープを作ります。

定員 15人

**申込期限** 3月16日(月)

**材料費** 500 円 **持ち物** 粘土板



#### 足裏健康法 リフレクソロジー体験

期日 4月17日金

時間 午後1時30分~3時

内容 自分で足裏を刺激することに より、健康維持やリラックス

を促します。

定員 15 人



■中央☎(22) 2691 ■北部☎(26) 0677 ■西部☎(23) 1024 ■豊田☎(38) 2922

## 大人の音読講座

アンチエイジング・リラックス効果



2月9日と17日の2回 に渡り、中央公民館で中 野市出身のフリーアナウン サー、草田道代さんを講師 に迎え「大人の音読講座」 を開催しました。 この講座は音読や群読の 実践を通して声・喉・肺の を開催しました。 を開催しました。 を開催しました。 この講座は音読や群読の を開催しました。 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者からは「声を出 で、受講者があるりました。

### お知らせ

#### 書道展の作品募集

第39回市民書道展の作品を募集しています。

対象 小学生以上

期限 3月23日(月)

提出方法 中央公民館にある 出品申込書に記入し

午後2時までにお願いします。

ご提出ください。 **※作品の搬入は3月30日/月の** 

#### 敷地内禁煙

健康増進法の改正に伴い、 全ての公民館は4月1日から 禁煙となります。 皆様のご理解とご協力を お願いします。